建設緑政局関係議案資料(その2)

議案第74号

川崎市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

川崎市墓地条例の一部を改正する条例新旧対照表

(2)		改正後			改正前	
1	〇川崎市墓地条例			〇川崎市墓地条例		
18		昭和314	年3月30日条例第5号		昭和31	1年3月30日条例第5号
 (2) (第1条~第9条) (2) (第1条~第9条) (3) (第1条~第9条) (4) (第18条~第21条) (5) (4) (第18条~第21条) (5) (4) (第18条~第21条) (6) (4) (第18条~第21条) (7) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	目次			目次		
章 雑則(第18条~第21条) 第2章 埋葬場所 (第10条~第17条) 第3章 雑則(第18条~第21条) 所則(第18条~第21条) 所則(第18条~第21条) 所則(第18条~第21条) 所則(第18条~第21条) 新規(第18条~第21条) 所則(第18条~第21条) 新規(第18条~第21条) 所則(第18条~第21条) 新規(第18条~第21条) 所則(第18条~第21条) 新規(第18条~第21条) 新月(第18条~第21条) 20 名称(20名) 在標度/成長性(昭和23年法律第48号) 名称 名称 在格 在標度/加慮市高地を設置する。 22 市長は、企業のの別(10条件を選定する) 日本の名の (以下「指定管理者」という。)に基地の管理を行うとといきのとるといきのをあること。 事業計画書の内容が、基地の効用を長太限に発揮するとともに管理 事業計画書の内容が、基地の効用を長太限に発揮するとともに管理 事業計画書の内容になるのであること。 22 市長は、基本計画書の内容が、基地の効用を長太限に発揮するとともに管理 事業計画書の内容になるのであること。 事業計画書の内容になるのであること。 事業計画書の内容になるのであること。 事業計画書の内容になるのであること。 事業計画書の内容になるのであること。	1神	~第9条)		1	条~第9条)	
第 雑則 (第18条~第21条) 解則 第 雑則 (第18条~第21条) 附則 第 2		碑石、 <u>形像等</u> の設置場所(第10			石、形像類の設置場所(第10条	三~第17条)
51章 総則 -		~第21条)			条~第21条)	
3.1章 総則 - 2.2 市長は、法人その他の団体であって次の要性を満たすものとして - 2.2 市長は、法人その他の団体であって次の要性を満たすものとし - 2.3 地域のが用を提大限に発揮するともに管理 - 2.3 地域のが用を提大限に発揮するともに管理 - 3.4 を	附則			附則		
意地、理葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)による埋葬文は第1条 章地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)による埋葬文は第1条 章地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)が施設として本市に墓地を設置する。 2 墓地の名称、位置及び形式は、次のとおりとする。 名称 名称 名称 位置 2 香地の名称、位置及び形式は、次のとおりとする。 名称 位置 5番 上般墓所 整面型墓所 業計画書の内容が、墓地の労用を最大限に発揮するとともに管理 事業計画書の内容に沿ったあって次の要件を満たすものと 事業計画書の内容に沿った多っと。 関 2 事業計画書の内容に沿った多っと。 事業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力を有する 2 2						
墓地、理葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)による埋葬文は 第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)が施設として本市に墓地を設置する。 2 墓地の名称、位置及び形式は、次のとおりとする。 名称 佐置 形式 名称 佐置 所式 信様な丘霊園 川崎市高津区下作延1,241番地 一般墓所 「川崎市森生区早野732番地 一般墓所 116年日野聖地公 川崎市麻生区早野732番地 世襲墓所 「大人名の他の団体であって次の要件を満たすものとした。」に墓地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 「大名の他の団体であって次の要件を満たすものとしまな着地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 「大名の他の団体であって次の要件を満たすものとした。」に墓地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 「大名の地の団体であって次の要件を満たすものとした。」 事業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理事業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力を有する 事業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力を有する 第1	(設置)			(設置)		
		関する法律(昭和23年法律第4	8号) による埋葬又は	墓地、	こ関する法律 (昭和23年法律第	第48号) による埋葬又は
名称 位置及び形式は、次のとおりとする。 名称 名称 名称 名称 名称 名称 位置 名称 施市高津区下作延1,241番地 一般墓所 早野聖地公 川崎市麻生区早野732番地 壁面型墓所 建面型 高 一般墓所 開崎市森生区早野732番地 壁面型墓所 建面型墓所 大人名の他の団体であって次の要件を満たすものと にまるもの (以下「指定管理者」という。)に墓地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 園 周 国 雑の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理 雑蔵が図られるものであること。 業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力を有する 業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力を有する	埋蔵の施設として本市に	こ墓地を設置する。		埋蔵の施設として本]	韦に墓地を設置する。	
名称 左右 (株)		び形式は、次のとおりとする。			及び形式は、次のとおりとする。	0(
緑ケ丘霊園 川崎市高津区下作延1,241番地 日野聖地公 川崎市南津区下作延1,241番地 日野聖地公 川崎市麻生区早野732番地 壁面型墓所	名称	位置	表別	名称	位置	光
早野聖地公 II崎市麻生区早野732番地 壁面型墓所 産面型墓所 産面型墓所 集合個別型墓所 集合個別型墓所 東台間の間本であって次の要件を満たすものとし 本人その他の団体であって次の要件を満たすものとし 東計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理 業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理 業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理 業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理 業計画書の内容にとっ。 業計画書の内容にとった 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東	川崎市緑ケ丘霊園 川	崎市高津区下作延1,241番地	一般墓所		川崎市高津区下作延1,241番地	
理者) 単面型墓所 理者) 集合個別型墓所 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとし 定するもの(以下「指定管理者」という。)に墓地の管理を行う 地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理 雑談が図られるものであること。 業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力を有する	川崎市早野聖地公川	崎市麻生区早野732番地	一般墓所	川崎市早野聖地公	川崎市麻生区早野732番地	一般墓所
理者) 集合個別型墓所 用者) 集合個別型墓所 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとし 定するもの(以下「指定管理者」という。)に墓地の管理を行か 地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。 業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理 縮減が図られるものであること。 業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力を有する	斑		壁面型墓所	屋		壁面型墓所
理者)集合個別型墓所市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとし定するもの(以下「指定管理者」という。)に墓地の管理を行わ地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理 縮減が図られるものであること。業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとともに管理 業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力を有する			芝生型墓所			芝生型墓所
理者) 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たす 定するもの(以下「指定管理者」という。)に墓地の管 地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保でき 業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとと 縮減が図られるものであること。 業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力						集合個別型墓所
市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たす定するもの(以下「指定管理者」という。)に墓地の管地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保でき業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとと縮減が図られるものであること。	(指定管理者)					
つ指定するもの(以下「指定管理者」という。)に墓地の管 	市長は、	人その他の団体であって次の男	長件を満たすものとし			
- - 	てその指定するもの(以		に墓地の管理を行わ			
基地の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保でき事業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとと費の縮減が図られるものであること。事業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力	せる。					
事業計画書の内容が、墓地の効用を最大限に発揮するとと 費の縮減が図られるものであること。 事業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う能力		うに当たり、市民の平等な利用				
費の縮減が図られるものであること。 事業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う		容が、墓地の効用を最大限に発	رب ح			
事業計画書の内容に沿った墓地の管理を安定して行う	経費の縮減が図られる	るものであること。				
		容に沿った墓地の管理を安定し	- て行う能力を有する			

改正後	改正前
 こと。 2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と 認める書類を市長に提出しなければならない。 3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準) 第1条の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、 墓地の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲) 第1条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。 (1) 墓地の施設及び設備の維持管理に関すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、墓地の管理に関する事務のうち、市長が 	
<u>必要と認める業務</u> (<u>利用</u> の目的) 第2条 - 墓地は、	(<u>使用</u> の目的) た 第2条 - 墓地は、墳墓の用に供する目的以外に使用することはできない。 た
<u>利用しよう</u> とする者は、この条例の定めるところにより市長 第なければならない。 各)	、 <u>~でである。</u> 3条 - 墓地を <u>使用しよう</u> とする者は、この条例の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。 (<u>使用者</u> の資格)
sければな	4条 墓地を <u>使用しよう</u> とする者は、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、本市以外に住所を有する者に対しても、 <u>使用</u> を許可することができる。
2 前項に定めるもののほか、埋葬場所を <u>利用しよう</u> とする者は、墳墓の祭 2 記を主宰すべき者でなければならない。 (<u>利用者</u> の承継) 第5条 墓地の <u>利用</u> は、埋葬場所については、祭祀の承継人が、その原因発 第 生後直ちに市長に届け出て、承認を得て承継することができる。	 、墳墓の祭 2 前項に定めるもののほか、埋葬場所を<u>使用しよう</u>とする者は、墳墓の祭 記を主宰すべき者でなければならない。 (使用者の承継) その原因発 第5条 墓地の使用は、埋葬場所については、祭祀の承継人が、その原因発 第6条 墓地の使用は、埋葬場所については、祭祀の承継人が、その原因発 第6条 墓地の世間は、埋葬場所については、祭祀の承継人が、その原因発 生後直ちに市長に届け出て、承認を得て承継することができる。

改正後	改正前
(設備制限等)	(設備制限及び費用負担)
第6条 指定管理者は、第3条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)	<u>」という。</u>) 第6条 <u>市長</u> は、使用許可をした者(以下「使用者」という。) に対し、使
に対し、規則の定める範囲内において、利用場所について制限若しくは条	<u>用場所</u> について制限 <u>又は</u> 条件を <u>つけ若しくは</u> 維持管理上必要な設備その他
件を <u>付し、又は</u> 維持管理上必要な設備 <u>の設置</u> その他の負担を負わせること	の負担を負わせることができる。
がつける。	
(利用場所の返還)	(使用場所の返還)
第7条 利用者は、利用場所が不要になったときは、直ちに市長に届け出て、(第	に届け出て、第7条 使用者は、使用場所が不要になったときは、直ちに市長に届け出て、
その場所を原状に復し、本市に返還することができる。ただし、市長の承	その場所を原状に復し、本市に返還することができる。ただし、市長の承
認を受けたときは、現状のまま返還することができる。	認を受けたときは、現状のまま返還することができる。
(利用場所等の変更又は返還命令)	(使用場所等の変更又は返還命令)
第8条 市長は、墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、 第	第8条 市長は、墓地の管理その他事業執行上必要があると認めるときは、
利用場所又は所在物件につき、変更又は返還させることができる。	使用場所又は所在物件につき、変更又は返還させることができる。
2 前項の規定により変更又は返還させたときは、市長は、換地又は補償料 2	? 前項の規定により変更又は返還させたときは、市長は、換地又は補償料
を交付する。	を交付する。
3 前項の規定によりがたい事情があるときは、既納の使用料を還付する。 3	3 前項の規定によりがたい事情があるときは、既納の使用料を還付する。
(利用許可の取消)	(使用許可の取消)
第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、墓地の利用許可を 第	第9条 次の各号の一に該当する場合は、市長は、墓地の使用許可を取り消
取り消すことができる。	すことができる。
(1) 埋葬場所の利用者が死亡した日から起算し、3年を経過しても祭祀	(1) 埋葬場所の <u>使用者</u> が死亡した日から起算し、3年を経過しても祭祀
を承継する者がないとき。	を承継する者がないとき。
(2) 埋葬場所の 1 用者が許可を受けた日から 1 用しないで 2 年を経過し	(2) 埋葬場所の使用者が許可を受けた日から使用しないで2年を経過し
かした。	かとゆ。
(3) 埋葬場所の利用者が3年間管理料を納めないとき。	(3) 埋葬場所の <u>使用者</u> が3年間管理料を納めないとき。
(4) 墓地の <u>利用者</u> が許可を受けた目的以外に <u>利用した</u> とき。	(4) 墓地の <u>使用者</u> が許可を受けた目的以外に <u>使用した</u> とき。
(5) 利用者が利用場所を転貸したとき。	(5) <u>使用者が使用場所</u> を転貸したとき。
(6) この条例又はこれに基づく命令に違反したとき。	(6) この条例又はこれに基づく命令に違反したとき。
2 前項の規定により利用許可を取り消されたときは、利用者は、直ちにそ 2	
の場所を原状に復して、本市に返還しなければならない。	の場所を原状に復して、本市に返還しなければならない。

	改正後			į	改正前	
3 利用者が前項の措置を行わなかった場合は、		市長がこれをなし、その費	3 使用者が前項	<u>使用者</u> が前項の措置を <u>行なわなかった</u> 場合は、		市長がこれをなし、その
用は義務者から徴収する。			費用は義務者から徴収する。	いの徴収する。		
第2章 埋葬場所及び	第2章 埋葬場所及び碑石、 <u>形像等</u> の設置場所		第2章 世	埋葬及び碑石、形像類の設置場所	2類の設置場所	
(面積の限度)			(面積の限度)			
第10条 一般墓所及び碑石、	一般墓所及び碑石、 <u>形像等</u> の設置場所の面積は、次の限度により市	次の限度により市	第10条 -	f及び碑石、 <u>形像類</u>	一般墓所及び碑石、 <u>形像類</u> の設置場所の面積は、%	次の限度により市
長が許可する。ただし、市	長が許可する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、	5ときは、一般墓所	長が許可する。ただし、	ただし、市長が特	市長が特に必要があると認めるときは、	こきは、一般墓所
の跡地を更に一般墓所とし	の跡地を更に一般墓所として <u>利用する</u> 場合に限り、その面積を超えて許可	り面積を超えて許可	の跡地を更に一	-般墓所として <u>使用</u>	の跡地を更に一般墓所として <u>使用する</u> 場合に限り、その面積を超えて許可	面積を超えて許可
することができる。			することができる。	°C		
(1) 一般墓所			(1) 一般墓所	\ L		
1箇所 24平方メートル以内	K		1 箇所 24平大	24平方メートル以内		
(2) 碑石、 <u>形像等</u> の設置場所	場所		(2) 碑石、丑	碑石、 <u>形像類</u> の設置場所		
1 箇所 30平方メートル以内	K		1 箇所 30平力	1 箇所 30平方メートル以内		
(利用箇所の制限)			(使用個所の制限)	引限)		
第11条 埋葬場所の <u>利用は、利用者</u> 1人につき <u>1箇所</u> とする。	<u>利用者</u> 1人につき <u>1箇所</u> とす	する。ただし、埋葬	第11条	埋葬場所の <u>使用は</u> 、使用者	<u>使用者</u> 1人につき <u>1個所</u> とする。	5。ただし、埋葬
の余地がない場合は、この限りでない。	限りでない。		の余地がない場	の余地がない場合は、この限りでない。	いたい。	
(使用料)			(使用料)			
第12条 使用料は、次により許可の際徴収する。	許可の際徴収する。		第12条 使用料心	使用料は、次により許可の際徴収する。	際徴収する。	
(1) 埋葬場所			(1) 埋葬場所	ı		
区分	単位	金額		医分	単位	金額
崎市緑ケ 一般墓所	1平方メートルにつき	き 250,000円	川崎市緑ケ	一般墓所	1 平方メートルにつき	250,000円
丘霊園			丘霊園			
川崎市早野 一般墓所	1平方メートルにつき	き 165,000円	川崎市早野	一般墓所	1 平方メートルにつき	165,000円
聖地公園壁面型墓所	1箇所につき	1,403,000円	聖地公園	壁面型墓所	1個所につき	1,403,000円
芝生型墓所	1箇所につき	1,304,000円		芝生型墓所	1個所につき	1,304,000円
集合個別型墓所	墓所 1箇所につき	717,000円		集合個別型墓所	1個所につき	717,000円
(2) 碑石、 <u>形像等</u> の設置場所	場所		(2) 碑石、丑	形像類の設置場所		
区分	単位	金額	区分	<u>ب</u>	単位	金額
崎市緑ケ丘霊園	1 平方メートルにつき	250,000円	川崎市緑ケ丘霊園		1 平方メートルにつき	250,000円

165,000円 145/4ートルにつき 165,000円 1165,000円 118所・125 1		改正後				改正前		
(市外居住者の使用料) 1	川崎市早野聖地公園	1 平方メートルにつき	1	[65,000円]	川崎市早野聖地公園	平方メートルに		165,000円
5者に利用を 第13条 第4条第1項ただし書により、	(市外居住者の使用料)				(市外居住者の使用料)			
1中るときは、その使用終 (使用料等の減免)	第13条 第4条第1項た7	ビし書により、 <u>本市以外に</u>	-住所を有す	る者に利用を		,	三居を有する	者に使用を許
(使用料等の減免) ・ 墓地の使用 第14条 市長は、相当の理由 海、管理料その他の料金を (許可証の交付等) 第15条 埋葬場所の使用者記 10年とする。 10年とする。 10年とする。 10年とする。 24月 10年とする。 10年とする。 25月なけれは、使用許可証の書換え、 を徴収する。 を徴収する。 (管理料) 次の表に定第16条 使用者は、清掃その がの表に定第16条 使用者は、清掃その をのる管理料を納入しなけオ かる管理料を納入しなけオ かる管理料を納入しなけオ かる管理料を納入しなけオ かる管理料を納入しなけオ をのとの円 ででの円 ででの円 ででの円 ででの円 ででの円 ででの円 ででの円 ででの円 ででの円 ででの形 ででの形 ででの円 ででの円 ででの円 ででの円 ででの円 ででの円 ででの円 ででの円 ででの形 ででの円 ででのといる。 ででの形 ででの表との表にを使用者は、清掃をの ででのといるでのででがす。 ででの円 ででの円 ででのとのとのをで理解を ををではがする。 ででのとのとのとで理解を ををではがする。 ででのとのとではまましてがする。 ででをではがする。 ででをがする。 ででをはなける。 ででをはますが、清掃をの ををできますが、 ででをがする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 ででをでする。 でがする。 ででをでする。 でがするがする。 でがする。 でがするがする。 でがする。 でがするがする。 でがするがする。 でがするがするがする。 でがするがするがする。 でがするがする。 でがするがする。 でがするがするがするがする。 でがするががするがする。 でがするががするがする。 でがするががするがするががするがする。 でがするががするがするががするがするががするががするががするががするががするがが	許可するときは、その位	東用料は、前条に定める 傾	5用料の5割	増とする。	可するときは、その使用	料は、前条に定める使用	料の5割増	とする。
 基地の使用 第14条 市長は、相当の理目	(使用料等の減免)				(使用料等の減免)			
おい、管理料その他の料金を (許可証の交付等) 有効期間は、2 壁面型墓所、芝生型墓所 10年とする。 芝生型墓所 10年とする。 三める手数料 4 使用許可証の書換え、 1,300円 (管理料) 大の表に定第16条 使用許可証の書換え、 (管理料) 水の表に定第16条 使用者は、清掃その 水の表に定第16条 使用者は、清掃をの 水の表に定第16条 使用者は、清掃をの 水の表に定第16条 世界墓所 大のの時 皮皮質理料を納入しなけオをの 水の表に定第16条 世界墓所 大のの円 世界墓所 大のの円 世界墓所 大のの円 世界墓所 大のの円 世界墓所 大200円 世界墓所 大200円 世界墓所 大200円 世界室所 大200円 芝生型墓所 大200円 芝生型電販売	第14条 市長は、相当の.	理由により必要がある場合	らにおいては	,	第14条 市長は、相当の理	由により必要がある場合	いたおいては	、墓地の使用
(許可証の交付等) 第15条 埋葬場所の使用者に 10年とする。 2 壁面型墓所、芝生型墓所 10年とする。 10年とする。 10年とする。 10年とする。 は、使用許可証の書換え、 を徴収する。 を徴収する。 500円 (管理料) 次の表に定第16条 使用者は、清掃その かる管理料を納入しなけれ かる管理料を納入しなけれ かる管理料を納入しなけれ をのる等が、 (管理料) がの表に定第16条 使用者は、清掃その をのる管理料を納入しなけれ をのる管理料を納入しなけれ をのる管理料を納入しなけれ をのる管理料を納入しなけれ をのる管理料を納入しなけれ をのる管理料を納入しなけれ をのる管理料を納入しなけれ ををのと ををできる。 をできるを使用者は、清掃をの をできるをできる。 をできるを使用者は、清掃をの をできるをできる。 をできるをできる。 をできる。 をできるをできる。 をできるをできる。 をできる。 をできる。 をできる。 をできるをできる。 をできる。 をできるをできる。 をできる。 をできるが、 (できる) をできるをできる。 をできるが、 (できる) をできるが、 (できる) をできる。 をできるをできる。 をできるをできる。 をできるをできる。 をできるをできる。 をできるをできる。 をできるをできる。 をできるをできる。 をできるをできる。 をできるをできる。 をできるをできる。 をできるをできる。 をできるをできる。 をできるをできる。 (できる) をできるをできる。 (できる) をできるをできる。 (できる) をできるをできる。 (できる) をできるをできる。 (できる) をできるをできる。 (できる) をできるをできる。 (できる) をできるをできる。 (できる) をできるをできる。 (できる) をできるをできる。 (できる) をできる。 (できる。) (できる) をできる。 (できる。) (で	粋、管理料その他の料金	金を減免することができる	00		料、管理料その他の料金	を減免することができる	.00	
(第15条 埋葬場所の使用者に 有効期間は、2 壁面型幕所、芝生型墓所 10年とする。 10年とする。 10年とする。 10年とする。 10年とする。 10年とする。 10年とする。 は、使用許可証の書換え、 を徴収する。 を徴収する。 (管理料) 次の表に定第16条 使用者は、清掃その かる管理料を納入しなけれ かる管理料を納入しなけれ かる管理料を納入しなけれ がの表に定第16条 使用者は、清掃その をのる管理料を納入しなけれ がの表に定第16条 使用者は、清掃その をのる管理料を納入しなけれ をのる管理料を納入しなけれ ををでは、清掃をの がの表にに第16条 使用者は、清掃をの ををで理解が、清掃をの がの表にに第16条 使用者は、清掃をの ををで理解が、清掃をの ををで理解を が入しなけれ ををで理解が、 1 ををで理解が、 1 ををでする。 を使収する。 を使用者は、清掃をの ををでは、 1 をををでする。 をできるが、 1 ををできるが、 1 をできるが、 1 ををできるが、 1 をできるが、 1 をできるが、 1 ををできるが、 1 ををできるが、 1 ををできるが、 1 をできるが、 1 をできるが、1 をできるが、1 をできるが、1 をできるが、1 をできるが、1 をできるが、1 をできる	(許可証の交付等)				(許可証の交付等)			
有効期間は、2 壁面型墓所、芝生型墓所 10年とする。 10年とする。 芝生型墓所 3 埋葬場所の承継使用者表 (受けなけれ は、使用許可証を書き換え、を徴収する。 1,300円 反分 (管理料) (管理料) 次の表に定 第16条 使用者は、清掃その	第15条 埋葬場所の利用者	<u> 眷</u> には、 <u>利用許可証</u> を交付	1750			には、使用許可証を交付	1420	
10年とする。 10年とする。 12年型墓所 3 埋葬場所の承継使用者注 311円 311 320円 3200円		長所及び集合個別型墓所の	利用許可証6			所及び集合個別型墓所の	使用許可証の	り有効期間は、
芝生型塩所 3 埋葬場所の承継使用者表 別型墓所の許可証の更新なご受けなけれ ごめる手数料 4 使用許可証の書換え、を徴収する。 このの円 区分 次の表に定第16条 使用者は、清掃そのみる管理料を納入しなけまなる。 区分 7,200円 区分 2,100円 芝生型墓所 1 4,100円 無合個別型墓所 1 4,100円 無合個別型墓所 1 (100円 無合個別型墓所 1	10年とする。				10年とする。			
5利用者又は 別型墓所の許可証の更新を 使用許可証の書換え、 を徴収する。 1,300円 佐用許可証の書換え、 を徴収する。 500円 区分 次の表に定第16条 使用者は、清掃そのみる管理料を納入しなけれる。 区分 7,200円 区分 7,200円 産価型墓所 1 4,100円 無合個別型墓所 1 4,100円 無合個別型墓所 1		<u> 承継をした利用者</u> 若しくは	t壁面型墓所			若しくは壁面型墓所、芝	生型墓所若	しくは集合個
ご受けなけれ は、使用許可証の書換え、を徴収する。 1,300円 区分 1,300円 (管理料) 次の表に定第16条 使用者は、清掃そのみる管理料を納入しなけれるる。 区分 700円 区分 7,200円 世級墓所 1 7,200円 世位型墓所 1 7,200円 世位型墓所 1 4,100円 無合個別型墓所 1 4,100円 無合個別型墓所 1 4,100円 無合個別型墓所 1	若しくは集合個別型墓房	所の利用許可証の更新を受	きけようとす	る利用者又は	別型墓所の許可証の更新	を受けようとする <u>使用</u> 者	針又は許可証	を紛失した者
Eめる手数料 4 使用許可証を書き換え、を徴収する。 を徴収する。 区分 1,300円 使用許可証の書換え 500円 (管理料) 次の表に定第16条 使用者は、清掃そのめる管理料を納入しなけまめる管理料を納入しなけまめる管理料を納入しなけませ 7,200円 区分 7,200円 世極面型墓所 1 7,200円 芝生型墓所 1 4,100円 集合個別型墓所 1 4,100円 無合個別型墓所 1	利用許可証を紛失したす	者は、 <u>利用許可証</u> の書換え	工工は再交付	を受けなけれ	は、使用許可証の書換え	又は再交付を受けなけれ	ばならない	0
きめる手数料 (世用許可証を書き換え、金徴収する。 1,300円 (世用許可証の書換え (管理料) 次の表に定第16条 使用者は、清掃そのみる管理料を納入しなけまかる管理料を納入しなけまかる管理料を納入しなけまなりの円 区分 7,200円 医面型墓所 1 7,200円 整面型墓所 1 7,200円 整面型墓所 1 7,200円 整面型墓所 1 4,100円 無合個別型墓所 1 4,100円 無合個別型墓所 1	ばならない。							
1,300円 E分 単位 500円 使用許可証の書換え 1件につき 次の表に定第16条 使用者は、清掃その他墓地の管理に要する経費としるる管理料を納入しなければならない。 シタ管理料を納入しなければならない。 700円 区分 単位 7,200円 歴面型墓所 1個所につき 年額 7,200円 芝生型墓所 1個所につき 年額 4,100円 集合個別型墓所 1個所につき 年額 4,100円 集合個別型墓所 1個所につき 年額		え、又は再交付する場合は	は、次の表に	定める手数料			t、次の表に	定める手数料
1,300円 医角部可証の書換え 1件につき (管理料) 1件につき (管理料) 次の表に定 第16条 使用者は、清掃その他墓地の管理に要する経費としるる管理料を納入しなければならない。 700円 大200円 7,200円 大200円 7,200円 大200円 7,200円 大生型墓所 1個所につき 年額 4,100円 集合個別型墓所 1個所につき 年額 4,100円 集合個別型墓所 1個所につき 年額	を徴収する。				を徴収する。			
1,300円 使用 500円 (管理 次の表に定第16条 多る管 700円 一般 7,200円 陸面 7,200円 機面 4,100円 機面 4,100円 機合	区分	単位	金	領	区分	単位	金額	額
(管理 (管理 (管理 (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で)	利用許可証の書換え	1件につき		1,300円	使用許可証の書換え	体に		1,300円
(管理 次の表に定第16条 める衛 700円 7,200円 6両 7,200円 6両 7,200円 4,100円 株合	利用許可証の再交付	1件につき		200日	使用許可証の再交付	体に		200日
次の表に定第16条 める値 700円 7,200円 7,200円 4,100円	(管理料)				(管理料)			
金額 区分 単位 につき 年額 7,200円 壁面型墓所 1個所につき 年額 年額 7,200円 芝生型墓所 1個所につき 年額 年額 4,100円 集合個別型墓所 1個所につき 年額	第16条 利用者は、清掃さ	その他墓地の管理に要する	5経費として			の他墓地の管理に要する	5経費として	、次の表に定
単位金額区分単位1平方メートルにつき年額7,200円壁面型墓所1平方メートルにつき年額1箇所につき年額7,200円芝生型墓所1個所につき年額1箇所につき年額4,100円集合個別型墓所1個所につき年額	める管理料を納入しなり	ければならない。			める管理料を納入しなけ	ればならない。		
1平方メートルにつき年額700円一般墓所1平方メートルにつき1箇所につき年額7,200円芝生型墓所1個所につき1箇所につき年額4,100円集合個別型墓所1個所につき	区分	単位	会額	4 пп:	区分	単位	金額	14mr/
1箇所につき年額 7,200円壁面型墓所1個所につき1箇所につき年額 4,100円集合個別型墓所1個所につき	一般墓所	1 平方メートルにつき	年額	700日		平方メー	年額	700円
1箇所につき 年額 7,200円 芝生型墓所 1個所につき 1箇所につき 年額 4,100円 集合個別型墓所 1個所につき	壁面型墓所	1 箇所につき	年額	7,200円	壁面型墓所	1 個所につき	年額	7,200円
1 箇所につき 年額 4,100円 集合個別型墓所 1 個所につき	芝生型墓所	1 箇所につき	年額	7,200円			年額	7,200円
	集合個別型墓所	1 箇所につき	年額	4,100円	集合個別型墓所	個所につ	年額	4,100円

改正後	改正前
2 前項の管理料の計算に際して1平方メートル未満は、1平方メートルと2	: 前項の管理料の計算に際して1平方メートル未満は、1平方メートルと
みなす。	みなす。
(使用料及び管理料の不還付)	(使用料及び管理料の不還付)
第17条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、埋葬場所の利用	第17条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、埋葬場所の <u>使用</u>
<u>者が利用許可</u> を受けた後3年以内にその場所の全部を返還したときは、既	<u>者が使用許可</u> を受けた後3年以内にその場所の全部を返還したときは、既
納使用料の半額を還付する。	納使用料の半額を還付する。
第3章 雑則	第3章 雑則
(<u></u>	(無縁墳墓の改葬)
第18条 市長は、埋葬場所の利用許可を取り消したときは、その墳墓を一定	第18条 市長は、埋葬場所の <u>使用許可</u> を取り消したときは、その墳墓を一定
の場所に改葬することができる。	の場所に改葬することができる。
2 前項による墳墓改葬前に、その場所の利用許可を受けていた者の親族又 2	: 前項による墳墓改葬前に、その場所 <u>を従前使用者</u> の親族又は縁故者が <u>使</u>
は縁故者が利用しようとするときは、市長は、これを許可することができ	用しようとするときは、市長は、これを許可することができる。
δ, °	
(土地の一時利用)	(土地の <u>一時使用</u>)
第19条 <u>利用者がその利用</u> に伴う工事その他の必要により、墓地内の土地を <mark>第19条 <u>使用者</u>が<u>その使用</u>に伴う工事その他の必要により、墓地内の土地を</mark>	§19条 <u>使用者がその使用</u> に伴う工事その他の必要により、墓地内の土地を
<u>一時利用しよう</u> とするときは、 <u>指定管理者</u> の許可を受けなければならない。	<u>一時使用しよう</u> とするときは、 <u>市長</u> の許可を受けなければならない。
2 前項の一時利用の期間は、市長が特に必要と認める場合のほかは、1月 2	: 前項の使用期間は、市長が特に必要と認める場合のほかは、1月を超え
を超えることができない。	ることができない。
3 第1項の <u>一時利用</u> については、1平方メートルにつき1月(1月未満は、 <mark> </mark> 3	: 第1項の <u>一時使用</u> については、1平方メートルにつき1月(1月未満は、
1月に切り上げる。)500円の使用料を徴収する。	1月に切り上げる。)500円の使用料を徴収する。
(副副)	(罰則)
第20条 墓地内の土地、施設物又は樹木を損傷し、又は許可なくして <u>利用し</u> 第20条 墓地内の土地、施設物又は樹木を損傷し、又は許可なくして <u>使用し</u>	520条 墓地内の土地、施設物又は樹木を損傷し、又は許可なくして <u>使用し</u>
<u>た</u> 者は、50,000円以下の過料を科する。	た者は、50,000円以下の過料を科する。
(その他必要事項)	(その他必要事項)
第21条 この条例施行について必要な事項は、市長が別に定める。 第	第21条 この条例施行について必要な事項は、市長が別に定める。
附 則	附則
この条例は、昭和31年4月1日から施行する。	この条例は、昭和31年4月1日から施行する。
2 川崎市墓地使用条例(昭和18年川崎市条例第6号。以下「旧条例」とい 2	: 川崎市墓地使用条例(昭和18年川崎市条例第6号。以下「旧条例」とい

改正後	改正前
う。)は、廃止する。	う。)は、廃止する。
3 この条例施行の際、現に墓地の使用許可を受けている者は、この条例に 3	この条例に 3 この条例施行の際、現に墓地の使用許可を受けている者は、この条例に
よって許可を受けたものとみなす。	よって許可を受けたものとみなす。
4 旧条例第10条の規定により、掃除料を納入した者に対しては、昭和31年 4 旧条例第10条の規定により、掃除料を納入した者に対しては、昭和31年	旧条例第10条の規定により、掃除料を納入した者に対しては、昭和31年
4月1日から市長の定める期間内に、この条例施行の際現に使用する者の 4月1日から市長の定める期間内に、この条例施行の際現に使用する者の	4月1日から市長の定める期間内に、この条例施行の際現に使用する者の
請求により、既納の掃除料の全額を還付し、第16条の規定による管理料を	請求により、既納の掃除料の全額を還付し、第16条の規定による管理料を
徴収する。	徴収する。

川崎市霊堂条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
〇川崎市霊堂条例	○川崎市霊堂条例
昭和40年3月30日条例第15号	昭和40年3月30日条例第15号
(設置)	(設置)
第1条 焼骨(遺髪、その他これに類するものを含む。以下同じ。)の収蔵 第1条	第1条 焼骨(遺髪、その他これに類するものを含む。以下同じ。)の収蔵
施設として霊堂を次のように設置する。	施設として霊堂を次のように設置する。
名称 川崎市緑ケ丘霊堂	名称 川崎市緑ケ丘霊堂
位置 川崎市高津区上作延33番地	位置 川崎市高津区上作延33番地
(指定管理者)	
第1条の2 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとし	
てその指定するもの(以下「指定管理者」という。)に霊堂の管理を行わ	
世名。	
(1) 霊堂の管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。	
(2) 事業計画書の内容が、霊堂の効用を最大限に発揮するとともに管理	
経費の縮減が図られるものであること。	
(3) 事業計画書の内容に沿った霊堂の管理を安定して行う能力を有する	
٥٦	
2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と	
認める書類を市長に提出しなければならない。 3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。	
(指定管理者が行う管理の基準)	
第1条の3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、	
<u>霊堂の管理を行わなければならない。</u>	
(指定管理者が行う業務の範囲)	
第1条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。	
(1) 霊堂の利用許可に関すること。	
霊堂の施設及び設備の維持管理に関すること。	
<u>(3) 則2号に摘げるもののはか、悪軍の官埋に関する事務のうち、中長</u>	

<u> </u>	
田の許可) (使用 (世) ((年) ((年) (1997年) 1997年) 1997年 (1998年) 1997年 (1998年) 1997年 (1998年) 1997年 (1998年) 1997年 (1998年) 1998年 (1998年) (
東京の一名 女子 一里 一子 こうしょう しょう こうしょう 大学 女子 かいしょう いんしょ しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしょう しょうしょうしょう しょうしょう しょうしょく しょく しょうしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく	<u>用</u> の許可)
	霊堂を <u>使用しよう</u> とする者は、規則で定めるところにより、 <u>市長</u> の
<u>理者</u> の許可を受けなければならない。	許可を受けなければならない。
2 指定管理者は、前項の許可に霊堂の管理のため必要な範囲内で条件を付 2 市長は、	長は、前項の許可に霊堂の管理のため必要な範囲内で条件を付するこ
することができる。	一
	<u>市長</u> は、第1項の許可をしたときは、 <u>使用許可証</u> を交付する。
(申込者の資格) (申込者の	(申込者の資格)
第3条 霊堂の利用の申込みができる者は、本市の区域内に住所を有する者 第3条 霊堂	霊堂の使用の申込みができる者は、本市の区域内に住所を有する者
であって、祭祀(し)を主宰するものでなければならない。ただし、市長 であって、	であって、祭祀(し)を主宰するものでなければならない。ただし、市長
が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
(使用期間) (使用期間) (使用期間) (使用期間) (使用期間) (使用期間	
第4条 霊堂の利用期間は、20年とする。 第4条 霊堂	霊堂の使用期間は、20年とする。
(使用料)	
第5条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当第5条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「 <u>使用者</u> 」という。)は、	第2条第1項の許可を受けた者(以下「 <u>使用者</u> 」という。)は、当
該許可の際、使用料として、 1 体につき、 $32,000$ 円を納付しなければなら 該許可の際	該許可の際、使用料として、1体につき、32,000円を納付しなければなら
ない。	
は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除す2 市長は、	長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除す
ることができる。	ることができる。
3 既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部 3 既納の使	既納の使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部
又は一部を返還することができる。 又は一部を	又は一部を返還することができる。
(許可の更新) (許可の更新)	可の更新)
第6条 指定管理者は、利用者が利用期間の満了の日までに引き続き霊堂を 第6条 市長	<u>市長</u> は、 <u>使用者が使用期間</u> の満了の日までに引き続き霊堂を <u>使用す</u>
利用することを申し出たときは、許可の更新をすることができる。 ることを申	<u>る</u> ことを申し出たときは、許可の更新をすることができる。
2 第2条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の許可の更新につ2 第2条第	第2条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の許可の更新につ
いて準用する。	単用する。
(<u>利用者</u> の地位の承継) (<u>使用者</u> の	(使用者の地位の承継)
第7条 利用者が死亡したときその他必要があると認められるときは、当該 第7条 使用	使用者が死亡したときその他必要があると認められるときは、当該

改正後	改正前
利用者に代わって祭祀を主宰する者が、その地位を承継することができる。	使用者に代わって祭祀を主宰する者が、その地位を承継することができる。
2 前項の規定により利用者の地位を承継しようとする者は、規則で定める	2 前項の規定により <u>使用者</u> の地位を承継しようとする者は、規則で定める
ところにより、 <u>指定管理者</u> の承認を受けなければならない。	ところにより、 <u>市長</u> の承認を受けなければならない。
(変更の届出)	(変更の届出)
第8条 利用者は、氏名又は住所に変更が生じたときは、規則で定めるとこ。	第8条 <u>使用者</u> は、氏名又は住所に変更が生じたときは、規則で定めるとこ
ろにより、速やかにその旨を <u>指定管理者</u> に届け出なければならない。	ろにより、速やかにその旨を <u>市長</u> に届け出なければならない。
(利用許可証の再交付)	(使用許可証の再交付)
第9条 利用者は、利用許可証を紛失し、又は汚損したときは、再交付を受 第	第9条 使用者は、使用許可証を紛失し、又は汚損したときは、再交付を受
けなければならない。	けなければならない。
(手数料)	(手数料)
第10条 市長は、利用許可証が再交付されるときは、1件につき、300円の手	300円の手第10条 市長は、使用許可証を再交付するときは、1件につき、300円の手数
数料を徴収する。	料を徴収する。
(許可の取消し)	(許可の取消し)
第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第	第11条 市長は、 <u>使用者</u> が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、
第2条第1項の許可(第6条第1項の許可の更新を含む。)を取り消すこ	第2条第1項の許可(第6条第1項の許可の更新を含む。)を取り消すこ
とができる。	とができる。
(1) 許可の条件に違反したとき。	(1) 許可の条件に違反したとき。
(2) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。	(2) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
(3) 前2号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反	(3) 前2号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反
したとき。	したとき。
(焼骨の引取り)	(焼骨の引取り)
第12条 <u>利用者</u> は、 <u>利用期間</u> が満了したとき、又は前条の規定により許可が <mark>第12条 <u>使用者</u>は、</mark>	第12条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は前条の規定により許可が
取り消されたときは、その日から30日以内に焼骨を引き取らなければなら	取り消されたときは、その日から30日以内に焼骨を引き取らなければなら
ない。	ない。
(焼骨の返還)	(焼骨の返還)
第13条 利用者は、焼骨の返還を受けようとするときは、利用許可証を提出 第13条 使用者は、	\$13条 <u>使用者</u> は、焼骨の返還を受けようとするときは、 <u>使用許可証</u> を提出
しなければならない。	しなければならない。

改正後	改正前
(改葬)	(改葬)
第14条 市長は、 <u>利用者</u> が第12条に規定する期間内に焼骨を引き取らないと <mark>第14条 市長は、<u>使用者</u>が第12条に規定する期間内に焼骨を引き取らないと</mark>	第14条 市長は、使用者が第12条に規定する期間内に焼骨を引き取らないと
き、又は <u>利用者</u> が死亡した場合において、当該 <u>利用者</u> の地位を承継する者	き、又は <u>使用者</u> が死亡した場合において、当該 <u>使用者</u> の地位を承継する者
がいないときは、規則で定める場所に改葬することができる。	がいないときは、規則で定める場所に改葬することができる。
(委任)	(委任)
第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
M 則	
2000年	一
附 則 (平成23年12月16日条例第38号)	附 則 (平成23年12月16日条例第38号)
(施行期日)	(施行期日)
1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成24年3月30日規則第	1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成24年3月30日規則第
37号で平成24年4月1日から施行)	37号で平成24年4月1日から施行)
(経過措置)	(経過措置)
2 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第1項の許可を受けている2	2 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条第1項の許可を受けている
者については、なお従前の例による。	者については、なお従前の例による。

「川崎市営霊園」への指定管理者の導入に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

1 パブリックコメント実施の経過

市営霊園(緑ケ丘霊園、早野聖地公園)では利用者の皆様の更なるサービス 向上を図るため、民間活力を用いた指定管理者制度の導入を検討しています。 指定管理者制度の導入による、民間事業者の持つノウハウ、創意工夫により 柔軟できめ細かいサービスが期待できます。

つきましては、よりよい市営霊園を目指すため、川崎市パブリックコメント手続条例に基づき、平成25年2月26日(火)から3月27日(水)までの間、市民の皆様のご意見を募集しましたので、その結果を次の通り公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市営霊園」への指定管理者制度の導入について
意見募集の 周知方法	市政だより、ホームページ、 資料の設置(川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生区役所(市政資料コーナー)、かわさき情報プラザ、建設緑政局緑政部霊園事務所、早野聖地公園)
意見の募集期間	平成25年2月26日(火)から 平成25年3月27日(水)まで (30日間)
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
結果の公表方法	ホームページ、かわさき情報プラザ、各区役所

3 意見件数

	意見提出数	意見件数	意見提出者数
電子メール	O 通	O 件	0 人
FAX	O 通	O 件	0 人
郵送	1 通	7 件	1 人
計	1 通	7 件	1 人

4 ご意見への対応

パブリックコメントで頂いたご意見は、計画に基づく取組を進める中で検討するものや、計画案の内容を説明・確認するものであり、今後の霊園行政を進めるうえで参考とすべきご意見でございましたので、今後の事業推進に活かすこととして、当初の方針に沿って「川崎市営霊園」への指定管理者制度の導入を進めてまいります。

【ご意見に対する市の考え方の区分】

- A ご意見を踏まえ、計画の内容に反映させたもの
- B 計画案の趣旨に沿った意見であるもの
- C 計画に基づく取組を進める中で検討するもの
- D 計画案や施策に対する要望等であり、計画案や施策の内容を説明・確認するもの
- E その他、計画案以外のご要望や、今後の霊園行政を進めるうえでの参考意見とするもの

【ご意見の項目と対応区分】

項目	А	В	С	D	Е	計
市営霊園の運営管理に関すること	Ο	0	2	1	Ο	3
その他(霊園行政に対するご要望、参考意見)	0	0	0	0	4	4
合 計	0	0	2	1	4	7

5 市民意見(要旨)と意見に対する市の考え方

(1) 市営霊園の運営管理に関すること(3件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	霊園内の長期間更地の状態の墓地 について、名前や当選番号などの表 示をしてはどうか。きめ細かいチェ ックをして、適正な管理をお願いし たい。	現在、墓所内の維持管理につきましては、墓地使用者が行うこととしており、墓所内に使用者の氏名、当選番号等を市が表示することは、個人情報の問題から難しいと考えております。しかしながら、使用許可後の墓所が更地のまま荒れてしまうことは、他の墓所に迷惑がかかるため、管理料が払われず縁故者の見つからない墓所につきましては、墓所の整理・再募集に向け、無縁改葬の手続きに着手したところでございます。指定管理者導入後も無縁改葬の手続きを進め、適正な管理に努めてまいります。	С
2	利用者が憩い癒され、心の潤いを もたらされる環境の場となり、人々 が集まることのできる霊園として欲 しい。ただし、経費をかけ、便利さ だけを求め、特に生息する動植物へ の無関心、自然への理解を欠いた日 常管理の結果、自然を壊すような整 備管理はやめてもらいたい。指定管 理者には、これらの自覚と市による 指導の徹底を希望する。	日常の維持管理にあたっては、園内 に生息する動植物への影響につきま して、生物多様性の観点から自然環境 に十分配慮するよう、指定管理者に指 導を徹底してまいります。	С
3	指定管理者制度とはどのような組 織、運営を目指すのか。	指定管理者制度とは、本市から指定を受けた事業者が公の施設の管理運営を行うものです。事業者のノウハウを活用した創意、工夫による効率的な運営やお客様への更なるサービス提供として自主事業を行うことが可能となります。 また、指定管理者の募集は、公募を予定しておりまして、出資法人のほか、私企業、民法法人、NPO法人を問わず団体が応募可能です。霊園業務に精通し、安定かつ継続性を持った、霊園事業のサービス向上に資する事業者の選定をしてまいりたいと考えております。	D

(2) その他(霊園行政に対するご要望や参考意見について)(4件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
4	現行の市営墓地募集の申込区分の中に、市の発展に貢献した住民に、また、市を故郷として長年居住している人達に報いる意味で、「資格Ⅲ、在住30年以上、及び落選5回以上」等の枠を新たに設けることを提案する。	市営霊園の墓地募集につきましては、供給数に限りがあることから市民の方に限定しており、墓地の公募、抽選において、ご遺骨が自宅にある方を優先しております。また、ご遺骨が自宅にある方で、落選回数4回以上の方を優遇する制度を設けております。 在住年数による優遇につきましては、現在実施中の優遇措置制度とのバランスをとる必要がございますが、今後の墓地募集について、検討するうえでの参考意見とさせていただきます。	E
5	緑ヶ丘霊園の桜について、老木や 台風による倒木で伐採された切り株 から出た新芽が切り捨てられている が、費用がかかることもあると思う が、これを育てるなり、移植するな りして桜並木を維持してもらいた い。	緑ヶ丘霊園の桜については調査の 結果、老木により倒木の危険性がある ものをやむを得ず伐採したものでご ざいます。今後、桜並木の再生を検討 してまいりたいと存じます。	Е
6	110区付近の溜め池、111区 付近の溜まり池について、池や水辺 といった水の要素は重要な意味があ り、貴重な環境なので、もう少し手 を入れて、動植物が生息できる環境 づくりをしてもらいたい。	また、園内に生息する動植物への影響につきましては、桜の再生と併せて、今後、整備・補修を行っていく際の参考とさせていただきます。	Е
7	緑ヶ丘霊園内に長年、車両が止められ人が生活している。霊園の関係者なのか。管理を明確にしてもらいたい。	緑ヶ丘霊園内のホームレスの方々への対応につきましては、これまで霊園事務所や公園管理課職員が数回にわたり面談を行い、区役所保護課や自立支援センターを紹介するなど、退去並びに自立支援に向けての指導をしてまいりましたが、まだ退去には至っていないところでございます。ホームレスの方々については、人権上の配慮も必要なことから、強制的に退去させることは難しいのが実情でございますが、今後とも退去に向けて粘り強く指導をおこなってまいります。	E